



# 三重県公報

平成25年3月28日(木)

号外

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	公 告		
	平成25年度三重県一般会計予算等の公表	( 財 政 課 )	1

## 公 告

平成25年度三重県一般会計予算等が平成25年3月26日成立しましたので、次のとおり公表します。

平成25年3月28日

三重県知事 鈴木英敬

## 平成 25 年度三重県一般会計予算

平成 25 年度三重県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 674,945,622 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500 億円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 第 13 款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金額
1 県 税		206,474,000 千円
	1 県 民 税	74,103,000
	2 事 業 税	33,834,000
	3 地 方 消 費 税	36,903,000
	4 不 動 産 取 得 税	3,844,000
	5 県 た ば こ 税	2,272,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,947,000
	7 自 動 車 税	28,094,000
	8 鉦 区 税	4,000
	10 自 動 車 取 得 税	3,500,000
	11 軽 油 引 取 税	21,793,000
	12 狩 猟 税	39,000

	13 産 業 廃 棄 物 税	141,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金		33,381,000
3 地 方 議 与 税	1 地 方 消 費 税 清 算 金	33,381,000
	2 石 油 力 入 議 与 税	27,551,000
	3 地 方 法 人 特 別 議 与 税	150,000
	4 地 方 揮 発 油 議 与 税	24,613,000
4 地 方 特 例 交 付 金		2,788,000
5 地 方 交 付 税	1 地 方 特 例 交 付 金	729,000
		729,000
6 交 通 安 全 对 策 特 別 交 付 金		135,200,000
	1 地 方 交 付 税	135,200,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		657,000
	1 交 通 安 全 对 策 特 別 交 付 金	657,000
	1 分 担	7,711,393
	金	5,722,236

	2 負 担 金	1,989,157
8 使用材料及び手数料	1 使用料	5,129,578
	2 手数料	2,124,073
9 国庫支出金		3,005,505
		76,822,768
	1 国庫負担金	46,277,189
10 財産収入	2 国庫補助金	28,658,954
	3 委託金	1,886,625
		799,474
12 繰入金	1 財産運用収入	442,980
	2 財産売却収入	356,494
14 諸収入		41,272,941
	1 特別会計繰入金	2,171,448
	2 基金繰入金	39,101,493
		17,763,468

	1 延滞金、加算金及び過料等	580,950
	2 県預金利子	52,763
	3 公営企業貸付金元利収入	500,000
	4 貸付金元利収入	5,370,394
	5 受託事業収入	2,616,629
	6 収益事業収入	5,424,525
	7 利子割精算金収入	3,709
	8 雑入	3,214,498
15 県債		121,454,000
	1 県債	121,454,000
	<b>歳入合計</b>	<b>674,945,622</b>

歳 出

款	項	金額
1 議 会 費		1,595,357 千円
	1 議 会 費	1,595,357
2 総 務 費		41,886,600
	1 総 務 管 理 費	11,031,508
	2 企 画 費	1,130,572
	3 統 計 調 査 費	519,721
	4 徴 税 費	7,621,325
	5 生 活 文 化 費	6,392,699
	6 地 域 振 興 費	9,337,400
	7 選 挙 費	877,204
	8 防 災 費	3,333,665
	9 人 事 委 員 会 費	125,423
10 監 査 委 員 費	252,161	

12	ス ポ ー ツ 推 進 費	1,264,922
3	民 生 費	98,340,386
1	社 会 福 祉 社 費	76,682,676
2	児 童 福 祉 社 費	18,542,163
3	生 活 保 護 費	2,640,932
4	災 害 救 助 費	474,615
4	衛 生 費	27,026,829
1	公 衆 衛 生 社 費	11,248,238
2	環 境 衛 生 社 費	123,350
3	保 健 所 社 費	64,533
4	医 薬 社 費	4,494,375
5	病 院 社 費	5,397,215
6	環 境 保 全 社 費	5,699,118
5	働 働 費	4,784,974
1	労 政 社 費	3,899,034



	2 職 業 訓 練 費	790,166
	3 労 働 委 員 会 費	95,774
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	39,671,672
	2 畜 産 業 費	10,345,482
	3 農 地 費	343,564
	4 林 業 費	14,534,595
	5 水 産 業 費	11,691,148
7 商 工 費		2,756,883
		9,983,351
8 土 木 費	1 商 工 業 費	9,983,351
		74,672,713
	1 土 木 管 理 費	18,359,025
	2 道 路 橋 り よ う 費	33,710,792
	3 河 川 海 岸 費	13,345,216
	4 港 湾 費	3,137,863

	5 都 市 計 画 費	4,996,123
	6 住 宅 費	1,123,694
9 警 察 費		36,679,277
	1 警 察 管 理 費	33,809,713
	2 警 察 活 動 費	2,869,564
10 教 育 費		163,283,303
	1 教 育 総 務 費	14,979,549
	2 小 学 校 費	57,738,394
	3 中 学 校 費	32,590,113
	4 高 等 学 校 費	36,199,620
	5 特 別 支 援 学 校 費	11,287,169
	6 社 会 教 育 費	989,696
	7 保 健 体 育 費	498,794
	8 私 学 振 興 費	8,999,968
11 災 害 復 旧 費		7,576,036

	1 農林水産施設災害復旧費	1,941,882
	2 土木施設災害復旧費	5,634,154
12 公債費		113,012,003
	1 公債費	113,012,003
13 諸支出金		56,333,121
	1 地方消費税清算金	34,167,613
	2 利子割交付金	796,738
	3 配当割交付金	589,966
	4 株式等譲渡所得割交付金	147,330
	5 地方消費税交付金	16,929,932
	6 ゴルフ場利用税交付金	1,364,518
	7 自動車取得税交付金	2,330,439
	8 利子割精算金	6,585
14 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
	<b>歳出合計</b>	<b>674,945,622</b>

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
三重県消防防災へり無線整備工事に係る契約	平成26年度		204,000 千円
「防災みえ.jp」メール配信サービス配信性能向上業務委託に係る契約	平成26年度		1,449
職員非常参集メール斉配信ASPサービスの提供業務委託に係る契約	平成26年度～平成29年度		4,370
行政事務用機器賃借に係る契約	平成26年度～平成30年度		74,022
施設設備保全業務委託等に係る契約	平成25年度～平成30年度		28,695
人権問題に関する県職員意識調査事業委託に係る契約	平成26年度		2,600
給与システム再構築・保守業務委託等に係る契約	平成26年度～平成31年度		755,371
給与システム再構築（関連システム改修）業務委託等に係る契約	平成26年度～平成27年度		24,806
給与システム再構築（データ移行）業務委託等に係る契約	平成26年度～平成27年度		21,000
総務事務センター労働者派遣業務委託に係る契約	平成26年度		8,788
予算編成支援システムSI支援業務に係る契約	平成26年度		4,704
予算編成支援システムのデータ・プログラム外部保管委託に係る契約	平成26年度～平成27年度		174
予算編成支援システムの空調機器保守点検委託に係る契約	平成26年度～平成27年度		210
税務関係大量出力帳票外部委託に係る契約	平成26年度～平成28年度		79,149

総合税システムのデータ・プログラム外部保管委託に係る契約	平成26年度～平成27年度	586
総合税システムの空調機器保守点検委託に係る契約	平成26年度～平成27年度	216
職員研修実施運営業務委託に係る契約	平成25年度～平成26年度	23,763
こども身発達医療センター（仮称）整備事業敷地整正工事に係る契約	平成26年度	72,552
応急仮設住宅としての民間賃貸住宅借上に係る契約	平成26年度	738
食の美術展（仮称）作品輸送展示業務委託に係る契約	平成26年度	4,000
食の美術展（仮称）造作物制作業務委託に係る契約	平成26年度	300
史跡齋宮跡東部整備事業建物復元工事に係る契約	平成26年度	189,588
史跡齋宮跡東部整備事業建物復元設計監理委託に係る契約	平成26年度	19,830
新三重県立博物館昇降機等設備保守点検業務委託に係る契約	平成26年度	4,886
新三重県立博物館構内電話設備保守管理業務委託に係る契約	平成26年度	916
新三重県立博物館ゴンドラ等点検整備業務委託に係る契約	平成26年度	573
新県立博物館広報キャンペーン業務委託に係る契約	平成26年度	6,209
四日市市内山町地内において不適正処理された産業廃棄物に対する行政代執行に係る契約	平成26年度～平成29年度	317,000
桑名市五反田地内に不法投棄された産業廃棄物に対する行政代執行に係る契約	平成26年度～平成29年度	2,989,500

桑名市五反田字源十郎新田地内に不法投棄された産業廃棄物に対する行政代執行に係る契約	平成26年度～平成28年度	2,900,000
排ガス中の窒素酸化物自動計測器の賃借に係る契約	平成26年度～平成32年度	3,808
木曾岬干拓地排水機場ポンプ設備修繕工事に係る契約	平成26年度	180,000
住民基本台帳ネットワークシステムにおける代表端末等の運用管理支援委託に係る契約	平成26年度～平成31年度	73,038
住民基本台帳ネットワークシステムにおける代表端末等の機器保守委託に係る契約	平成26年度～平成31年度	7,299
住民基本台帳ネットワークシステムにおける代表端末等の窓口ケーションに係る契約	平成26年度～平成31年度	13,719
次期三重県情報ネットワークにおけるインターネットメールシステム設計・機器調達・構築・保守委託に係る契約	平成26年度～平成30年度	23,293
次期三重県情報ネットワークにおける侵入検知システム（IDS）設計・機器調達・構築・保守委託に係る契約	平成26年度～平成30年度	80,236
次期三重県情報ネットワークにおけるネットワーク設計・機器調達・構築・保守・運用委託に係る契約	平成26年度～平成31年度	756,438
セキュリティ対策推進事業費におけるセキュリティ対策ソフトに係る契約	平成26年度	6,077
IT投資の効率化事業費における統合サーバー追加環境のデータセンターラック賃借に係る契約	平成26年度～平成30年度	11,907
IT投資の効率化事業費における統合サーバー追加環境構築及び運用保守委託に係る契約	平成26年度～平成30年度	20,975
三重県営鈴鹿スポーツガーデンの指定管理に係る協定	平成25年度～平成30年度	1,734,200
三重県営総合競技場の指定管理に係る協定	平成25年度～平成30年度	306,507
三重県営松阪野球場の指定管理に係る協定	平成25年度～平成30年度	110,615

三重県ライフル射撃場の指定管理に係る協定	平成25年度～平成30年度	2,500
農業経営近代化資金利子補給契約	平成26年度～平成48年度	融資総額2,400,000千円を限度として年利率2.55%以内で利子補給する。
天災融資法に係る資金利子補給契約	平成26年度～平成32年度	融資総額40,000千円を限度として年利率3.0%以内で利子補給する。
天災融資法に係る損失補償契約	平成26年度～平成32年度	融資総額40,000千円を限度として融資機関が被る損失の50%を限度として損失補償する。
農業経営改善促進資金利子補給契約	平成26年度	融資総額400,000千円を限度として年利率4.0%以内で利子補給する。
公益財団法人三重県農林水産支援センターが社団法人全国農地保有合理化協会から借り入れる担い手支援農地保有合理化事業資金に係る損失補償契約	平成25年度～平成31年度	84,800 外に約定に基づき延滞金及び違約金相当額
国営等事業負担金 (国営宮川用水第二期事業負担金)(平成25年度)	平成26年度～平成37年度	171,532
かんがい排水事業(宮川4工地区)に係る契約	平成26年度	120,000
かんがい排水事業(宮川4工地区)に係る契約	平成26年度	220,000
基幹農道整備事業(上野依那古2期地区)に係る契約	平成26年度	65,000
基幹農道整備事業(上野依那古2期地区)に係る契約	平成26年度	35,000
漁業近代化資金利子補給契約	平成26年度～平成48年度	融資総額1,800,000千円を限度として年利率2.0%以内で利子補給する。
漁業経営維持安定資金利子補給契約	平成26年度～平成43年度	融資総額400,000千円を限度として年利率2.0%以内で利子補給する。
漁業経営改善促進資金利子補給契約	平成26年度	融資総額550,000千円を限度として年利率3.0%以内で利子補給する。
三重県中小企業融資制度利子補給契約	平成26年度～平成41年度	融資総額11,500,000千円を限度として年利率0.5%以内で利子補給する。

三重県中小企業融資制度損失補償契約	平成26年度～平成37年度	融資総額400,000千円を限度として信用保証協会が代位弁済によって被る損失の50%を限度として損失補償する。	
県・市町連携型融資制度補助金	平成26年度～平成41年度	融資総額1,000,000千円を限度として年利率0.5%以内で利子または保証料を補助する。	
障がい者委託訓練業務委託に係る契約	平成26年度	945	
離職者等再就職訓練業務委託に係る契約	平成26年度	85,890	
起業支援型雇用創出事業委託に係る契約	平成26年度	300,000	
基幹産業立地促進補助金	平成26年度～平成29年度	400,000	
バレー構想先端産業等立地促進補助金	平成26年度	50,000	
バレー構想先端産業等立地促進補助金	平成26年度	43,000	
バレー構想先端産業等立地促進補助金	平成26年度～平成28年度	350,000	
三重県土地開発公社が公共用地を先行取得することに係る契約	平成25年度～債務完了の年度	用地取得費7,400,000千円と事務費及び利子に相当する額	
三重県土地開発公社が公共用地先行取得のため借り入れる事業資金に対する債務保証契約	平成25年度～債務完了の年度	4,000,000	
三重県電子調達システムの運用に係る契約	平成26年度～平成31年度	577,752	
高速道路関連施設整備対策事業に係る契約	平成26年度	150,000	
道路事業（国道477号ほか80路線）に係る契約	平成26年度～平成27年度	11,801,000	
公共土木施設（流域分野）維持管理事業（維持修繕）等に係る契約	平成26年度	190,000	



河川事業（相川ほか16河川）に係る契約	平成26年度～平成27年度	2,095,000
砂防事業（小滝川ほか37河川・地区）に係る契約	平成26年度	2,148,000
港湾・海岸事業（的矢港海岸ほか17港湾・海岸）に係る契約	平成26年度	1,690,000
街路事業（松阪公園大口線ほか1路線）に係る契約	平成26年度	100,000
都市公園事業（北勢中央公園）等に係る契約	平成26年度	93,200
三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅の指定管理に係る協定	平成25年度～平成30年度	2,928,981
被災者住宅復興資金付金利子補給補助金	平成26年度～平成30年度	平成23年台風12号により被災した住宅復興に係る独立行政法人住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」及びその他の金融機関からの借入金を対象に利子（災害復興住宅融資の利率を限度とする。）の2/3に相当する額を補助する。
情報公開機器賃借に係る契約	平成26年度	6
警務警察運営用機器賃借に係る契約	平成26年度	47
警察官採用募集広告に係る契約	平成26年度	714
コンピュータ機器（警察WANシステムサーバ）賃借に係る契約	平成26年度	214
コンピュータ機器（三重県警察WANシステム端末装置（ハブ）等）賃借に係る契約	平成26年度～平成31年度	59,808
警察本部電源対策改修工事に係る契約	平成26年度	113,152
運転免許試験実施施用車両賃借に係る契約	平成26年度	1,402

運転免許証交付等事務用機器賃借に係る契約	平成26年度	18
停止処分者講習実施用機器賃借に係る契約	平成26年度	80
術科訓練用機器賃借に係る契約	平成26年度～平成30年度	4,239
科学捜査活動用機器賃借に係る契約	平成26年度～平成28年度	82,230
写真集中処理用機器（写真集中処理自動焼付現像機）賃借に係る契約	平成26年度	55
写真集中処理用機器（現場写真作成装置）賃借に係る契約	平成26年度～平成31年度	5,019
科学捜査機器賃借に係る契約	平成26年度～平成32年度	8,112
暴力団対策用機器賃借に係る契約	平成26年度～平成31年度	2,519
交通事故捜査機器賃借に係る契約	平成26年度～平成30年度	7,610
放置駐車違反確認事務委託に係る契約	平成26年度～平成27年度	53,913
警察職員住宅賃貸借契約（松阪地区）	平成26年度～平成40年度	774,830
教職員人事管理システム保守委託に係る契約	平成26年度	3,263
くわな特別支援学校普通特別教室棟建築工事に係る契約	平成26年度	350,000
杉の子特別支援学校石薬師分校作業実習棟建築工事に係る契約	平成26年度	162,000
特別支援学校東紀州くろしお学園本校統合整備事業（建築設計）に係る契約	平成26年度	58,000

松阪地域特別支援学校(仮称)整備事業(建築設計)に係る契約	平成26年度	75,000
こども身発達医療センター(仮称)に併設する特別支援学校整備事業(敷地整正工事)に係る契約	平成26年度	22,882
特別支援学校暫定校舎の賃借に係る契約	平成25年度～平成28年度	20,460
県立学校における情報教育用パソコンのリースに係る契約	平成26年度～平成30年度	166,448
財務会計システムSI支援業務に係る契約	平成26年度	10,304
財務会計システムのデータ・プログラム外部保管委託に係る契約	平成26年度～平成27年度	414
財務会計システムの空調機器保守点検委託に係る契約	平成26年度～平成27年度	460
県議会本会議反訳業務に係る契約	平成26年度	350
県議会委員会反訳業務に係る契約	平成26年度	2,150
県議会録音データ反訳業務に係る契約	平成26年度	310
写真のデジタルプリント・引伸・CD作成に係る契約	平成26年度	50

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
隣保館整備費補助金	千円 29,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をつめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれ起債限度額とすることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。
こころのふり事業費	159,000	"	"	"
木曾岬干拓地整備事業費	626,000	"	"	"
I T 投資の効率化事業費	23,000	"	"	"
情報ネットワーク維持管理費	68,000	"	"	"
電子県庁総合システム運用管理費	63,000	"	"	"
防災行政無線整備事業費	265,000	"	"	"
消防救急デジタル無線整備事業費	266,000	"	"	"
地域公共交通バリアフリー促進事業費	39,000	"	"	"

障がい者の地域移行受け皿整備事業費	39,000	"	"	"	"
介護サービス基盤整備補助金	840,000	"	"	"	"
高齢者関係施設耐震改修補助事業費	42,000	"	"	"	"
障がい者施設耐震化等整備事業費	138,000	"	"	"	"
放課後児童対策事業費補助金	29,000	"	"	"	"
母子寡婦福祉資金貸付金シナステム構築事業費	22,000	"	"	"	"
家庭的養護体制充実支援事業費	79,000	"	"	"	"
地域周産期医療再生計画事業費	39,000	"	"	"	"
環境修復事業費	1,421,000	"	"	"	"
最終処分場確保事業費	296,000	"	"	"	"
水道事業会計支出金	186,000	"	"	"	"
アスベスト飛散対策事業費	13,000	"	"	"	"
土地改良費	859,000	"	"	"	"
農地防災事業費	251,000	"	"	"	"

中山間振興費	301,000	"	"	"	"
農村振興費	134,000	"	"	"	"
国営等推進費	1,842,000	"	"	"	"
林道費	199,000	"	"	"	"
治山費	2,601,000	"	"	"	"
JR名松線関連緊急治山事業費	68,000	"	"	"	"
自然に親しむ施設整備事業費	8,000	"	"	"	"
自然公園等施設災害復旧事業費	5,000	"	"	"	"
水産業振興費	10,000	"	"	"	"
水産基盤整備費	714,000	"	"	"	"
公共事業電子調達システム事業費	100,000	"	"	"	"
公共土木施設維持費	2,620,000	"	"	"	"
道路橋りよう総務費	294,000	"	"	"	"
道路橋りよう保全費	2,340,000	"	"	"	"

道路橋りょう新設改良費	19,998,000	"	"	"	"
河川改良費	5,134,000	"	"	"	"
砂防費	1,807,000	"	"	"	"
海岸保全費	1,682,000	"	"	"	"
港湾建設費	612,000	"	"	"	"
都市計画総務費	40,000	"	"	"	"
土地区画整理費	32,000	"	"	"	"
街路事業費	429,000	"	"	"	"
公園費	333,000	"	"	"	"
住宅建設費	59,000	"	"	"	"
警察施設費	26,000	"	"	"	"
交通安全施設整備費	229,000	"	"	"	"
実習船設備整備費	7,000	"	"	"	"
学校情報ネットワーク事業費	32,000	"	"	"	"

高等学校建設費	193,000	"	"	"	"
特別支援学校スクールバス整備事業費	22,000	"	"	"	"
特別支援学校学習環境等整備事業費	16,000	"	"	"	"
特別支援学校建設費	378,000	"	"	"	"
林野災害復旧費	83,000	"	"	"	"
漁港災害復旧費	55,000	"	"	"	"
海岸災害復旧費	39,000	"	"	"	"
平成23年災害土木復旧費	508,000	"	"	"	"
平成24年災害土木復旧費	1,087,000	"	"	"	"
平成25年災害土木復旧費	1,525,000	"	"	"	"
臨時財政対策債	65,300,000	"	"	"	"
退職手当債	4,800,000	"	"	"	"
<b>計</b>	<b>121,454,000</b>				



平成25年度三重県債管理特別会計予算

平成25年度三重県債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ161,826,451千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。  
 (債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
 歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		112,687,931 千円
	1 一 般 会 計 繰 入 金	112,644,411
	2 基 金 繰 入 金	43,520
2 財 産 収 入		43,520

	1 財 産 運 用 収 入	43,520
3 県 債		49,095,000
	1 県 債	49,095,000
<b>歳 入 合 計</b>		<b>161,826,451</b>

歳 出

	款 項	金 額
1 公 債 費		161,826,451 千円
	1 公 債 費	161,826,451
<b>歳 出 合 計</b>		<b>161,826,451</b>

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務(平成25年度発行分)	平成25年度～平成35年度	共同発行団体による共同発行の総額1,517,000,000千円から三重県の調達額を除いた額及びこれに対する利子相当額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 49,095,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む)。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換 えることができるものとする。
<b>計</b>	<b>49,095,000</b>			

平成 25 年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算

平成 25 年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,620,973 千円と定める。

第 2 条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。  
(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 諸 収 入		千円
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,312,473
2 県 債		
	1 県 債	308,500
歳 入	合 計	1,620,973

歳 出

款	項	金 額
1 総合医療センター資金貸付費		千円 1,620,973
	1 総合医療センター資金貸付費	1,620,973
歳 出	合 計	1,620,973

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院設備整備事業	千円 308,500	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	% 8.5 以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換 えることができるものとする。
計	308,500			

平成 25 年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成 25 年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 340,128 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。  
(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
2 諸 収 入		千円 221,505
	1 預 金 利 子	19
	2 貸 付 金 元 利 収 入	194,779
	3 雑 入	26,707
5 繰 入 金		45,015
	1 一 般 会 計 繰 入 金	45,015

6 県	債		73,608
		1 県	73,608
	入	合 計	340,128
歳 出			
	款	項	金 額
1 母子及び寡婦福祉資金貸付事業費			千円 340,128
		1 母子及び寡婦福祉資金貸付事業費	340,128
	出	合 計	340,128

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子及び寡婦福祉資金貸付金	千円 73,608	普通貸借又は証券発行。	% -	母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の定めるところによる。
計	73,608			

平成25年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計予算

平成25年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,034,815千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 79,076
	1 負 担 金	79,076
2 使 用 料 及 び 手 数 料		700,690
	1 使 用 料	695,723
	2 手 数 料	4,967
4 繰 入 金		241,011
	1 一 般 会 計 繰 入 金	241,011



5 諸	収 入			6,138
		1 雑	入	6,138
8 国	庫 支 出 金			7,900
		1 国	庫 補 助 金	7,900
歳 入 合 計				1,034,815

歳 出

1 あ	す	な	ろ	学	園	事	業	費	額
千円									
1,034,815									
1 あ	す	な	ろ	学	園	事	業	費	額
1,034,815									
歳 出 合 計				1,034,815					

平成 25 年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算

平成 25 年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
 (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 283,011 千円と定める。

第 2 条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。  
 (地 方 債)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算  
 歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 24,409
	1 一 般 会 計 繰 入 金	24,409
2 繰 越 金		139,367
	1 繰 越 金	139,367
3 諸 収 入		75,235
	1 預 金 利 子	123

4 県	債	2 貸付金元利収入	74,111
		3 雑入	1,001
		4 県債	44,000
1 県債		債	44,000
歳入合計			
歳出			
1 就農施設等資金貸付事業費	款	項	金額
		1 就農施設等資金貸付事業費	283,011
歳出合計			283,011

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農施設等資金貸付金	千円 44,000	普通貸借又は証券発行。	%	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行令（平成7年政令第21号）の定めるところによる。
計	44,000		-	

平成 25 年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算

平成 25 年度三重県地方卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
 (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 174,975 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。  
 (債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算  
 歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 2,176
	1 使用料	2,176
3 繰入金		105,848
	1 一般会計繰入金	105,848

5 諸	収 入			18,951
		1 雑	入	18,951
6 県	債			48,000
		1 県	債	48,000
歳 入		合 計		174,975

歳 出

1 地 方 卸 売 市 場 事 業 費	款		項	金	額
					千円
		1 地 方 卸 売 市 場 事 業 費			174,975
歳 出		合 計			174,975

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
松阪市公共下水道への接続に係る污水管渠整備事業費負担金	平成26年度		千円 22,500

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市場施設維持管理費	千円 48,000	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換 えることができるものとする。
計	48,000			

平成 25 年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算

平成 25 年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
 (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 811,481 千円と定める。

第 2 条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。  
 (地 方 債)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算  
 歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円
		728
2 繰 越 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	728
3 諸 収 入	1 繰 越 金	364,582
	1 繰 越 金	364,582
	1 預 金 利 子	354,983
	1 預 金 利 子	333

		2 貸 付 金 元 利 収 入	354,350
		3 雑 入	300
4 県 債			91,188
	1 県 債	債	91,188
歳 入 合 計			811,481
歳 出			
款 項		金 額	
1 林業改善資金貸付事業費			千円 811,481
	1 林業改善資金貸付事業費		811,481
歳 出 合 計			811,481

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
木材産業等高度化推進資金貸付金	千円 91,188	普通貸借又は証券発行。	% 8.5 以内	資金借入については、定められた償還条件による。ただし、県財政の都合により繰上償還することができるものとする。
計	91,188			



平成 25 年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算

平成 25 年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
 (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 332,738 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算  
 歳 入

款	項	金 額
2 繰 入 金		1,352 千円
3 繰 越 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,352
4 諸 収 入	1 繰 越 金	262,209
	1 預 金 利 子	69,177
	2 貸 付 金 元 利 収 入	420
		68,347

	3 雑	入	410
歳 入	合 計		332,738
歳 出			
款	項	金	額
1 沿岸漁業改善資金貸付事業費			千円 332,738
	1 沿岸漁業改善資金貸付事業費		332,738
歳 出	合 計		332,738

平成25年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算

平成25年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,391,489千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。  
 (債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算  
 歳 入

款	項	金 額
2 繰 入	金	59,253
3 繰 越	1 一 般 会 計 繰 入 金	59,253
	1 繰 越	30,577
4 諸 収	1 繰 越 金	30,577
	1 預 金 利 子	1,301,659
	1 預 金 利 子	1,848

		2 貸 付 金 元 利 収 入	1,256,242
		3 雑 入	43,569
歳 入 合 計			1,391,489
歳 出			
款 項		金 額	
1 中小企業者等支援資金貸付事業費			千円 1,391,489
1 中小企業者等支援資金貸付事業費			1,391,489
歳 出 合 計			1,391,489

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
小規模企業者等設備資金貸付事業融資損失補償契約	平成25年度～平成38年度		千円 30,000
中小企業設備近代化資金貸付金債権管理回収業務委託契約	平成26年度～平成27年度		12,600

平成 25 年度三重県港湾整備事業特別会計予算

平成 25 年度三重県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
 (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 150,165 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算  
 歳 入

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		千円 53,162
	1 使 用 料	53,162
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 諸 収 入		23,779
	1 雑 入	23,769
	2 預 金 利 子	10
9 繰 入 金		73,223

	1 - 一般会計繰入金	73,223
歳入	合計	150,165
歳出		
款	項	額
1 港湾整備事業費		千円 150,165
	1 港湾整備事業費	150,165
歳出	合計	150,165

平成 25 年度三重県流域下水道事業特別会計予算

平成 25 年度三重県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
 (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,985,280 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。  
 (債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算  
 歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 6,038,651
	1 負 担 金	6,038,651
2 使 用 料 及 び 手 数 料		20,458
	1 使 用 料	20,458

3 国 庫 支 出 金			2,266,100
4 繰 入 金	2 国 庫 補 助 金		2,266,100
	1 一 般 会 計 繰 入 金		1,786,718
5 繰 越 金			8
	1 繰 越 金		8
6 諸 収 入			2,445
	2 雑 入		2,445
7 県 債			1,870,900
	1 県 債		1,066,900
	3 資 本 費 平 準 化 債		804,000
	歳 入 合 計		11,985,280

歳 出

	款 項	金 額
1 流 域 下 水 道 事 業 費		11,985,280
	1 流 域 下 水 道 事 業 費	11,985,280
歳 出 合 計		11,985,280

千円



第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
流域下水道施設の指定管理に係る協定	平成25年度～平成30年度		千円 23,540,553
下水道事業（北勢沿岸流域下水道ほか1流域下水道）に係る契約	平成26年度～平成28年度		3,941,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 1,066,900	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換 えることができるものとする。
資本費平準化債	804,000	"	"	"
計	1,870,900			

平成 25 年度三重県公共用地先行取得事業特別会計予算

平成 25 年度三重県公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
 (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,803,723 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算  
 歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 3,723
	1 財 産 運 用 収 入	3,723
2 繰 入 金		1,800,000
	2 基 金 繰 入 金	1,800,000
<b>歳 入 合 計</b>		<b>1,803,723</b>

歳 出	款	項	金 額
2 土地開発基金運営事業費			1,803,723 千円
	1 土地開発基金運営事業費		1,803,723
<b>歳 出</b>	<b>合 計</b>	<b>計</b>	<b>1,803,723</b>

平成 25 年度三重県水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 25 年度三重県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。  
(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 区 域 津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、鳥羽市、志摩市、亀山市、桑名郡、三重郡、  
多気郡多気町、明和町、度会郡玉城町及び度会町

(2) 年 間 総 給 水 量 76,035,596 m<sup>3</sup>

(3) 一 日 平 均 給 水 量 208,889 m<sup>3</sup>

(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業 業 務 設 備 改 良 工 事 事 業 費 455,871 千円  
北 勢 水 道 改 良 事 業 事 業 費 311,274 千円  
中 勢 水 道 改 良 事 業 事 業 費 1,139,990 千円  
南 勢 水 道 改 良 事 業 事 業 費 494,700 千円  
南 勢 水 道 拡 張 事 業 事 業 費 218,818 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第 1 款	水 道 事 業 収 益		10,160,982 千円
第 1 項	営 業 収 益		9,905,512 千円
第 2 項	営 業 外 収 益		255,470 千円
第 1 款	水 道 事 業 費 用	支	8,937,475 千円

第1項	営業費用	7,608,456千円
第2項	営業外費用	1,327,019千円
第3項	予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,156,923千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額115,553千円及び過年度分損益勘定留保資金5,041,370千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	1,484,714千円
第1項	出資金	1,265,896千円
第2項	負担金	218,818千円

支 出

第1款	資本的支出	6,641,637千円
第1項	建設改良費	2,726,131千円
第2項	償還金	3,915,506千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
菰野導水ポンプ所電気計装設備改良工事に係る契約	平成25年度から平成26年度	399,048千円
菰野導水ポンプ所非常用自家発電設備改良工事に係る契約	平成25年度から平成26年度	314,461千円
伊勢送水ポンプ所受変電設備改良工事に係る契約	平成25年度から平成26年度	139,650千円
水管橋耐震補強工事に係る契約	平成26年度	29,912千円
播磨浄水場沈澱池汚泥掻寄設備改良工事に係る契約	平成26年度	430,500千円
菰野導水ポンプ所ポンプ設備改良工事に係る契約	平成26年度	427,875千円
高野浄水場1、2号洗浄ポンプ取替工事に係る契約	平成26年度	26,440千円

行政事務用機器賃借に係る契約

平成26年度から平成30年度

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 職員給与費

(2) 消費税及び地方消費税

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 918,412千円

(2) 交際費 85千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、89,379千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、7,000千円と定める。

平成25年度三重県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度三重県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水会社数	94社		
(2) 年間総給水量	213,046,062m <sup>3</sup>		
(3) 一日平均給水量	583,688m <sup>3</sup>		
(4) 主要な建設改良事業	業務設備改良工事	事業費	266,227千円
	北伊勢工業用水道改良事業	事業費	1,797,474千円
	多度工業用水道改良事業	事業費	92,854千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 工業用水道事業収益	5,914,877千円	入
第1項 営業収益	5,893,371千円	
第2項 営業外収益	21,506千円	
第1款 工業用水道事業費用	5,366,415千円	出
第1項 営業費用	4,912,737千円	
第2項 営業外費用	451,678千円	
第3項 予備費	2,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額3,416,820千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額109,115千円及び過年度分損益勘定留保資金3,307,705千円で補てんするものとする。)

収入	支出	事項	期間	限度額
第1款 資本的収入				
第1項 補助金			平成26年度	435,000千円
第2項 出資金			平成26年度	181,600千円
第3項 雑収入			平成26年度	241,500千円
			平成26年度	20,000千円
			平成26年度	126,210千円
			平成26年度	28,875千円
			平成26年度から平成27年度	2,819,500千円
			平成26年度から平成30年度	338千円
第1款 資本的支出				
第1項 建設改良費				
第2項 償還金				
(債務負担行為)				
第5条 債務負担行為をすることができざる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。				
		水管橋耐震補強工事に係る契約	平成26年度	435,000千円
		伊坂浄水場汚泥脱水機設備改良工事に係る契約	平成26年度	181,600千円
		電気設備等改良工事に係る契約	平成26年度	241,500千円
		取水施設撤去工事に係る契約	平成26年度	20,000千円
		多度浄水場ろ過器制御装置等取替工事に係る契約	平成26年度	126,210千円
		配水管布設替工事に係る契約	平成26年度	28,875千円
		浄水場等耐震補強工事に係る契約	平成26年度から平成27年度	2,819,500千円
		行政事務用機器賃借に係る契約	平成26年度から平成30年度	338千円



(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 職員給与費
- (2) 消費税及び地方消費税

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 664,746千円
- (2) 交際費 80千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,960千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、12,000千円と定める。

平成 25 年度三重県電気事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 25 年度三重県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量	287,299,278kWh		
(2) 主要な建設改良事業		事業費	105,987千円
	宮川第一発電所改良事業	事業費	71,764千円
	宮川第二発電所改良事業	事業費	66,150千円
	宮川第三発電所改良事業	事業費	484千円
	長発電所改良事業	事業費	153,669千円
	三瀬谷発電所改良事業	事業費	43,260千円
	大杉貯水池改良事業	事業費	1,596千円
	業務設備及び改良事業	事業費	

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第 1 款 電気事業収益	4,010,962千円	収 入
第 1 項 営業収益	2,883,357千円	
第 2 項 附帯事業収益	1,120,941千円	
第 3 項 営業外収益	6,664千円	
第 1 款 電気事業費用	4,234,343千円	支 出
第 1 項 営業費用	2,732,198千円	

第2項 附帯事業費用	1,301,063千円
第3項 営業外費用	199,082千円
第4項 予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額253,988千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	1,136,219千円
第1項 固定資産売却代金	1,123,500千円
第2項 長期貸付金償還金	12,719千円

支 出

第1款 資本的支出	1,390,207千円
第1項 建設改良費	442,910千円
第2項 償還金	947,297千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
脱塩洗灰処理施設の設備取替工事に係る契約	平成25年度から平成26年度	14,700千円
三瀬谷ダム湖法面補修工事に係る契約	平成26年度	10,000千円
青田発電所法面復旧工事に係る契約	平成26年度	600,600千円
消防設備点検業務委託に係る契約	平成26年度から平成27年度	3,144千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 職員給与費

(2) 消費税及び地方消費税

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 593,971 千円

(2) 交際費 85 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,900 千円である。

平成 25 年度 三重県病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 25 年度 三重県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	836 床
一 般 病 床	296 床
精 神 病 床	500 床
療 養 病 床	40 床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院 来	207,136 人
外 来	152,935 人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
入 院 来	568 人
外 来	629 人

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第 1 款 病 院 事 業 収 益	入	5,613,360 千円
第 1 項 医 業 収 益		2,946,285 千円
第 2 項 医 業 外 収 益		2,667,075 千円

支	出
第1款 病院事業費用	5,863,907 千円
第1項 医療費用	5,507,010 千円
第2項 医療外費用	239,222 千円
第3項 特別損失	117,675 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額298,316千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,585千円及び過年度分損益勘定留保資金296,731千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	1,671,248 千円
第1項 企業債	445,000 千円
第2項 県費負担金	756,448 千円
第3項 固定資産売却代金	119,800 千円
第4項 短期貸付金返還金	350,000 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,969,564 千円
第1項 建設改良費	464,492 千円
第2項 企業債償還金	1,135,272 千円
第3項 長期貸付金	19,800 千円
第4項 短期貸付金	350,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
医療機器の保守委託に係る契約	平成26年度から平成27年度	746千円
財務会計システム保守管理委託に係る契約	平成26年度から平成30年度	7,488千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	起債の方法	利率	償還の方法
病院施設及び設備整備事業	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれ起債限度額とすることができる。	8.5%以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,900,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 材料費に不足が生じた場合における医薬費用及び医薬外費用の間の流用
- (2) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医薬費用及び医薬外費用の間の流用
- (3) 消費税雑損失に不足が生じた場合における医薬費用及び医薬外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |          |             |
|----------|-------------|
| (1) 職員給与 | 2,735,821千円 |
| (2) 交際費  | 250千円       |

(他会計からの補助金)  
 第10条 病院事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、170,983千円である。  
 (たな卸資産購入限度額)  
 第11条 たな卸資産の購入限度額は、192,156千円と定める。  
 (重要な資産の取得及び処分)  
 第12条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

取得又は処分の別	種類	名称	数量
取得	医療機器	志摩病院医療関連機器	1点



## 平成24年度三重県一般会計補正予算（第9号）

平成24年度三重県一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ112,603千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ719,860,462千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計	
1 県 税		203,914,000 千円	1,308,000 千円	205,222,000 千円	
	1 県 民 税	73,075,000	77,000	73,152,000	
	2 事 業 税	30,786,000	1,122,000	31,908,000	
	3 地 方 消 費 税	36,269,000	501,000	36,770,000	
	4 不 動 産 取 得 税	3,914,000	206,000	3,708,000	
	11 軽 油 引 取 税	21,796,000	186,000	21,610,000	
	2 地 方 消 費 税 清 算 金		34,500,000	27,000	34,473,000
		1 地 方 消 費 税 清 算 金	34,500,000	27,000	34,473,000
	3 地 方 譲 与 税		25,583,000	208,000	25,791,000
		2 石 油 ガ ス 譲 与 税	181,000	31,000	150,000
		3 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	21,881,000	972,000	22,853,000
4 地 方 揮 発 油 譲 与 税		3,521,000	733,000	2,788,000	

7 分 担 金 及 び 負 担 金		4,355,230	61,167	4,416,397
1 分 担 金		1,069,300	215,768	853,532
2 負 担 金		3,285,930	276,935	3,562,865
8 使 用 料 及 び 手 数 料		5,285,145	56,726	5,228,419
1 使 用 料		2,140,097	10,222	2,129,875
2 手 数 料		3,145,048	46,504	3,098,544
9 国 庫 支 出 金		94,825,999	1,199,038	93,626,961
1 国 庫 負 担 金		54,295,210	381,983	53,913,227
2 国 庫 補 助 金		38,561,773	681,469	37,880,304
3 委 託 金		1,969,016	135,586	1,833,430
10 財 産 収 入		781,375	57,023	838,398
1 財 産 運 用 収 入		446,569	43,450	490,019
2 財 産 売 払 収 入		334,806	13,573	348,379
11 寄 附 金		2,193	14,808	17,001
1 寄 附 金		2,193	14,808	17,001

12	繰入金		33,284,246	1,337,100	31,947,146
	1 特別会計繰入金		6,450,342	70,768	6,521,110
	2 基金繰入金		26,833,904	1,407,868	25,426,036
14	諸収入		16,753,826	278,531	16,475,295
	1 延滞金、加算金及び過料等		569,607	380	569,227
	2 県預金利子		54,172	11,607	42,565
	4 貸付金元利収入		4,640,484	93,963	4,546,521
	5 受託事業収入		2,264,731	361,986	1,902,745
	6 収益事業収入		5,454,697	9,277	5,445,420
	8 雑収入		2,762,226	198,682	2,960,908
15	県債		159,316,200	1,362,000	160,678,200
	1 県債	債	159,316,200	1,362,000	160,678,200
	<b>歳入合計</b>		<b>719,747,859</b>	<b>112,603</b>	<b>719,860,462</b>

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		1,562,292千円	28,044千円	1,534,248千円
1 議 会 費		1,562,292	28,044	1,534,248
2 総 務 費		48,627,171	743,110	49,370,281
1 総 務 管 理 費		13,008,242	1,722,012	14,730,254
2 企 画 費		1,111,243	118	1,111,361
3 統 計 調 査 費		442,124	898	443,022
4 徴 税 費		8,151,435	669,236	7,482,199
5 生 活 文 化 費		9,754,511	43,367	9,711,144
6 地 域 振 興 費		10,547,407	108,557	10,438,850
7 選 挙 費		1,084,975	52,834	1,032,141
8 防 災 費		2,929,473	43,429	2,886,044
9 人 事 委 員 会 費		124,189	281	124,470
10 監 査 委 員 会 費		256,189	2,058	254,131

3 民 生 費	12 スポーツ推進費	1,217,383	60,718	1,156,665
		99,414,349	1,483,074	97,931,275
	1 社会福祉費	75,050,489	920,646	74,129,843
	2 児童福祉費	18,819,820	413,799	18,406,021
	3 生活保護費	2,798,202	110,043	2,688,159
	4 災害救助費	2,745,838	38,586	2,707,252
4 衛生費		29,322,428	611,051	28,711,377
	1 公衆衛生費	12,757,853	61,372	12,696,481
	2 環境衛生費	142,693	1,553	141,140
	3 保健所費	59,844	2,260	57,584
	4 医薬費	4,545,029	384,590	4,160,439
	5 病院費	5,965,188	34,680	5,999,868
	6 環境保全費	5,851,821	195,956	5,655,865
5 労働費		7,704,992	47,784	7,657,208
	1 労政費	6,755,447	27,372	6,782,819

	2 職 業 訓 練 費	856,097	73,682	782,415
	3 労 働 委 員 会 費	93,448	1,474	91,974
6 農 林 水 産 業 費		42,330,471	349,120	41,981,351
	1 農 業 費	9,371,170	114,305	9,256,865
	2 畜 産 業 費	367,657	3,120	370,777
	3 農 地 費	13,621,898	82,007	13,539,891
	4 林 業 費	13,742,052	69,711	13,672,341
7 商 工 費	5 水 産 業 費	5,227,694	86,217	5,141,477
		11,101,785	358,032	10,743,753
	1 商 工 業 費	11,101,785	358,032	10,743,753
8 土 木 費		95,675,025	112,893	95,562,132
	1 土 木 管 理 費	18,390,873	82,718	18,473,591
	2 道 路 橋 り よ う 費	46,467,918	128,586	46,339,332
	3 河 川 海 岸 費	19,770,947	25,238	19,796,185
	4 港 湾 費	3,405,433	65,008	3,340,425

	5 都 市 計 画 費	6,553,874	175,435	6,378,439
	6 住 宅 費	1,085,980	148,180	1,234,160
9 警 察 費		37,602,023	237,076	37,839,099
	1 警 察 管 理 費	34,032,801	359,547	34,392,348
	2 警 察 活 動 費	3,569,222	122,471	3,446,751
10 教 育 費		168,563,491	1,490,790	170,054,281
	1 教 育 総 務 費	22,187,659	2,268,173	24,455,832
	2 小 学 校 費	57,523,405	104,008	57,419,397
	3 中 学 校 費	32,229,300	86,576	32,142,724
	4 高 等 学 校 費	35,614,326	316,014	35,298,312
	5 特 別 支 援 学 校 費	10,552,328	155,333	10,396,995
	6 社 会 教 育 費	1,124,798	132,052	992,746
	7 保 健 体 育 費	499,232	24,764	523,996
	8 私 学 振 興 費	8,832,443	8,164	8,824,279
11 災 害 復 旧 費		13,708,024	236,937	13,471,087



	1 農林水産施設災害復旧費	3,767,142	881,791	2,885,351
	2 土木施設災害復旧費	9,880,269	645,854	10,526,123
	3 自然公園等施設災害復旧費	50,000	1,000	49,000
12 公債費		105,654,846	105,077	105,549,769
	1 公債費	105,654,846	105,077	105,549,769
13 諸支出金		58,380,962	973,639	59,354,601
	1 地方消費税清算金	35,564,937	936,930	36,501,867
	2 利子割交付金	824,472	72,000	752,472
	3 配当割交付金	506,634	85,000	591,634
	4 株式等譲渡所得割交付金	160,966	12,000	148,966
	5 地方消費税交付金	17,499,473	7,022	17,492,451
	6 ゴルフ場利用税交付金	1,395,860	44,140	1,440,000
	8 利子割精算金	7,909	1,409	6,500
	<b>歳出合計</b>	<b>719,747,859</b>	<b>112,603</b>	<b>719,860,462</b>

第2表 繰越明許費補正  
追加

款	項	事業名	金額
2 総務費			261,566 千円
	5 生活文化費	新県立博物館整備事業費	91,166
3 民生費	8 防災費	地震対策費	170,400
	1 社会福祉費	民間福祉団体等協働事業費	15,000
4 衛生費		地域生活移行推進事業費	39,450
		介護基盤整備関係事業費	540,000
		介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費	82,632
		障がい者施設福祉費	288,705
			254,567
5 労働費	6 環境保全費	最終処分場周辺環境整備事業費	23,452
		環境修復事業費	231,115
			6,000

6 農 林 水 産 業 費	1 労 政 費	障 がい 者 雇 用 対 策 事 業 費	6,000
	1 農 業 費	獣 害 に つ よ い 地 域 づ く り 推 進 事 業 費	2,225,813
		地 震 被 災 農 業 経 営 者 等 緊 急 受 入 ・ 定 着 支 援 事 業 費	36,000
	3 農 地 費	県 単 土 地 基 盤 整 備 事 業 費	1,273
		県 営 た め 池 等 整 備 事 業 費	105,000
		広 域 農 道 整 備 事 業 費	303,450
	4 林 業 費	ふ る さ と 農 道 緊 急 整 備 事 業 費	616,100
		団 体 営 農 村 振 興 総 合 整 備 事 業 費	51,600
		森 林 整 備 加 速 化 ・ 林 業 再 生 基 金 事 業 費	559,864
		環 境 林 整 備 治 山 事 業 費	6,500
		県 単 造 林 事 業 費	49,000
		JR 名 松 線 関 連 緊 急 治 山 事 業 費	100,000
	6 農 林 水 産 業 費	沿 岸 地 域 避 難 路 等 緊 急 整 備 治 山 事 業 費	246,600
		バ ン プ ー バ ス タ ー ズ 事 業 費	7,760

	森 林 環 境 創 造 事 業 費		54,830
	森 林 再 生 に よ る 野 生 鳥 獣 の 環 境 創 造 事 業 費		48,000
	林 業 技 術 開 発 推 進 費		1,155
	自 然 に 親 し む 施 設 整 備 事 業 費		13,871
	強 い 水 産 業 づ く り 施 設 整 備 事 業 費		1,000
	県 単 漁 港 改 良 事 業 費		17,000
			21,740
7 商 工 費	中 小 企 業 高 付 加 価 値 化 促 進 事 業 費		20,740
	県 内 中 小 企 業 海 外 展 開 促 進 事 業 費		1,000
			3,792,639
8 土 木 費	公 共 土 木 施 設 維 持 管 理 費		1,925,463
	高 規 格 幹 線 道 路 建 設 促 進 費		43,573
	県 単 道 路 交 通 安 全 対 策 費		115,421
	地 方 特 定 道 路 整 備 ( 交 通 安 全 ) 事 業 費		145,470
	道 路 啓 開 対 策 事 業 費		42,000
	5 水 産 業 費		
	1 商 工 業 費		
	1 土 木 管 理 費		
	2 道 路 橋 り よ う 費		

		防衛施設周辺整備費	9,248
		橋梁災害関連事業費	16,338
3	河川海岸	宮川堰堤維持費	96,050
		治水ダム建設事業費	25,000
		砂防調査費	71,980
		県単通常砂防費	28,710
		県単急傾斜地崩壊対策費	26,220
		県単急傾斜地災害緊急対策事業費	60,304
		砂防激甚災害対策特別緊急事業費	580,588
		特定緊急砂防事業費	52,000
		海岸調査費	58,400
		井田海岸緊急保全事業費	80,000
		海岸整備・地域活力基盤創造事業費	49,900
4	港湾	港湾調査費	19,060
		国補港湾改修費	118,400

	県 単 港 湾 改 修 費	27,000
	基 本 都 市 計 画 策 定 事 業 費	8,400
	景 観 ま ち づ くり プロジェクト事業費	6,050
	県 単 街 路 事 業 費	4,844
	街 路 調 査 費	960
	ウ ォ ー ク ギ ャ ラ リ ー 整 備 事 業 費	20,580
	交 通 結 節 点 周 辺 バ リ ア フ リ ー 改 善 事 業 費	3,000
	無 電 柱 化 推 進 事 業 費	85,000
	地 方 特 定 道 路 整 備 ( 街 路 ) 事 業 費	7,420
	県 単 公 園 維 持 管 理 費	19,500
	都 市 公 園 等 一 体 整 備 促 進 事 業 費	33,760
	公 営 住 宅 建 設 費	12,000
		11,242
	子 口 等 対 策 費	11,242
		95,643
5 都 市 計 画 費		
6 住 宅 費		
9 警 察 費		
2 警 察 活 動 費		
10 教 育 費		

11 災害復旧費	4 高等学校費	校舎その他建築費	95,643
	1 農林水産施設災害復旧費	団体営災害耕地復旧事業費	2,380,003
		林道施設災害復旧事業費	151,000
		平成24年県単災害土木復旧費	1,659,413
	3 自然公園等施設災害復旧費	自然公園飛雪ノ滝野営場災害復旧事業費	542,476
合計			27,114
合計			10,015,000

変 更

款	項	正 前		正 後	
		事 業 名	金 額 千円	事 業 名	金 額 千円
3 民 生 費	2 児 童 福 祉 費	保 育 所 事 業 費	259,951	保 育 所 事 業 費	262,884
			254,784		257,717
6 農 林 水 産 業 費	3 農 地 費		7,620,534		13,857,198
		県 営 かんがい排水事業費	115,500	県 営 かんがい排水事業費	834,750
		基 盤 整 備 促 進 事 業 費	13,615	基 盤 整 備 促 進 事 業 費	21,817
		県 営 水 環 境 整 備 事 業 費	42,000	県 営 水 環 境 整 備 事 業 費	113,925
		畑 地 帯 総 合 農 地 整 備 事 業 費	30,750	畑 地 帯 総 合 農 地 整 備 事 業 費	91,650
		基 幹 農 業 水 利 施 設 ス ト ッ ク マ ネ ジ メ ン ト 事 業 費	242,950	基 幹 農 業 水 利 施 設 ス ト ッ ク マ ネ ジ メ ン ト 事 業 費	284,950
		高 度 水 利 機 能 確 保 基 盤 整 備 事 業 費	168,000	高 度 水 利 機 能 確 保 基 盤 整 備 事 業 費	1,005,900
		販 路 拡 大 マ デ ル 担 当 手 育 成 基 盤 整 備 事 業 費	330,825	販 路 拡 大 マ デ ル 担 当 手 育 成 基 盤 整 備 事 業 費	540,825
		地 す べ り 対 策 事 業 費	37,000	地 す べ り 対 策 事 業 費	79,000
		農 業 用 施 設 ア ス ペ ス ト 対 策 事 業 費	63,000	農 業 用 施 設 ア ス ペ ス ト 対 策 事 業 費	89,250
		地 震 対 策 備 用 池 地 震 緊 急 整 備 事 業 費	290,400		



	基幹土地改良施設 防災機能拡充保全事業費	703,400	基幹土地改良施設 防災機能拡充保全事業費	1,044,650
	県営合 中山間地域 整備事業費	115,000	県営合 中山間地域 整備事業費	557,500
	基幹農道整備事業費	93,482	基幹農道整備事業費	303,333
	団体営農業集落排水 整備事業費	182,449	団体営農業集落排水 整備事業費	320,549
	県営合 農村振興 整備事業費	52,500	県営合 農村振興 整備事業費	102,900
4	林業費	249,450	造林事業費	389,450
	林道事業費	425,850	林道事業費	770,650
	県単林道事業費	10,000	県単林道事業費	11,608
	県単林道復旧事業費	1,500	県単林道復旧事業費	11,400
	治山事業費	1,740,058	治山事業費	2,970,058
	県単治山事業費	74,000	県単治山事業費	609,000
5	水産業費	211,000	県営漁港海岸保全事業費	286,000
	市町営漁港海岸保全事業費	14,000	市町営漁港海岸保全事業費	49,091
	県営漁港閑連道路事業費	164,000	県営漁港閑連道路事業費	345,000
	県単沿岸漁場整備事業費	18,500	県単沿岸漁場整備事業費	36,500

8 土 木 費	広域漁場整備事業費	66,300	広域漁場整備事業費	82,300
	市町営水産物供給基盤機能保全事業費	124,800	市町営水産物供給基盤機能保全事業費	148,800
	市町営農山漁村地域整備事業費(水産基盤整備)	246,150	市町営農山漁村地域整備事業費(水産基盤整備)	304,230
	水域環境保全創造事業費	318,500	水域環境保全創造事業費	348,500
	県営受託漁業費	147,000	県営受託漁業費	282,000
	市町営漁港海岸防災・減災対策プログラム事業費	35,000	市町営漁港海岸防災・減災対策プログラム事業費	59,157
		13,352,211		26,336,026
	1 土 木 管 理 費	450,000	公共土木施設維持管理・広域活性化事業費	552,710
	2 道路橋りょう費	3,150	道路調査費	2,520
		50,000	高速道路関連施設整備対策事業費	90,300
		18,010	県単災害防除施設費	263,897
	1,286,750	道路維持・地域活性化基盤創造事業費	2,270,348	
	3,250,000	国補道路改築費	4,796,860	
	47,710	県単道路改築費	335,597	
	167,342	道路災害関連事業費	240,852	

	道路整備・地域活性化事業費	2,162,409	道路整備・地域活性化事業費	5,749,944
	道路整備・地域活性化事業費	20,020	道路整備・地域活性化事業費	150,440
	地方特定道路整備事業費(改築)	379,010	地方特定道路整備事業費(改築)	2,397,868
3	河川海岸費	19,010	河川調査費	188,550
	広域河川改修費	1,211,710	広域河川改修費	1,669,590
	県単河川局部改良費	200,530	県単河川局部改良費	658,160
	河川総合流域防災事業費	196,000	河川総合流域防災事業費	348,530
	河川災害関連事業費	57,519	河川災害関連事業費	299,390
	河川整備・地域活性化事業費	10,362	河川整備・地域活性化事業費	33,070
	地震・高潮対策河川事業費	164,751	地震・高潮対策河川事業費	215,030
	河川災害助成事業費	45,188	河川災害助成事業費	209,599
	国補通常砂防費	1,141,210	国補通常砂防費	1,456,794
	国補急傾斜地崩壊対策費	494,570	国補急傾斜地崩壊対策費	672,239
	国補砂防等調査費	60,000	国補砂防等調査費	116,620
	砂防災害関連事業費	191,310	砂防災害関連事業費	299,858

		県単海岸局部改良費	73,700	県単海岸局部改良費	593,510
		海岸高潮対策(海岸)費	385,000	海岸高潮対策(海岸)費	545,360
	湾	海岸侵食対策(港湾)費	207,000	海岸侵食対策(港湾)費	339,020
4	港	海岸高潮対策(港湾)費	129,000	海岸高潮対策(港湾)費	130,350
		国補街路事業費	151,500	国補街路事業費	203,520
	5	都市計画費			
		街路整備・地域活力基盤創設事業費	554,520	街路整備・地域活力基盤創設事業費	1,233,900
		国補公園事業費	20,000	国補公園事業費	66,670
11	災害復旧費		2,141,499		8,626,313
	1	農林水産施設復旧費		県営漁港施設災害復旧事業費	48,481
	2	土木施設災害復旧費		平成23年災害土木(建設)復旧費	4,670,389
			100,000	平成23年県単災害土木復旧費	306,600
			438,899	平成24年災害土木(建設)復旧費	3,600,843
		合計	23,711,531		49,419,757

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度	額
気象情報等使用に係る賃借契約	平成24年度～平成25年度		2,268 千円
防災情報提供プラットフォーム回線使用料に係る契約	平成24年度～平成25年度		7,308
防災施設自家用電気工作物の保安管理業務委託に係る契約	平成24年度～平成25年度		1,364
中継所局舎等に係る賃借契約	平成24年度～平成25年度		28,834
防災へりコプター運航管理業務委託に係る契約	平成24年度～平成25年度		151,944
人材マネジメントシステム運用保守業務委託に係る契約	平成24年度～平成25年度		15,750
ふるさと応援寄附金インターネット収納システムに係る契約	平成24年度～平成25年度		40
地方税法第48条滞納整理支援システムの保守業務委託に係る契約	平成24年度～平成25年度		1,583
総合システム維持管理に係る契約	平成24年度～平成25年度		77,902
医薬品等新申請・審査システムに係る回線の賃借	平成24年度～平成25年度		1,059
三重県福祉人材センター運営事業等委託に係る契約	平成24年度～平成25年度		11,631
福祉・介護人材マッチング支援事業委託に係る契約	平成24年度～平成25年度		23,487
職場体験事業委託に係る契約	平成24年度～平成25年度		6,650

離職者等就労支援事業委託に係る契約	平成24年度～平成25年度	17,077
小規模事業所等人材育成事業委託に係る契約	平成24年度～平成25年度	2,715
福祉・介護の魅力発信事業委託に係る契約	平成24年度～平成25年度	7,994
地域生活定着支援事業委託に係る契約	平成24年度～平成25年度	25,000
生活保護システム保守・運用管理等業務委託に係る契約	平成24年度～平成25年度	2,213
生活保護等版医療レセプト管理システム保守・運用管理業務委託に係る契約	平成24年度～平成25年度	293
指定事業者同報メール配信システム保守委託に係る契約	平成24年度～平成25年度	630
指定事業者台帳管理システム保守委託に係る契約	平成24年度～平成25年度	525
三重県広域災害・救急医療情報システム運営事業委託に係る契約	平成24年度～平成25年度	92,731
三重県広域災害・救急医療情報システム保守事業委託に係る契約 (コールセンター回線増分)	平成24年度～平成29年度	5,400
三重DMAT傷害保険	平成24年度～平成25年度	520
高齢者・障害者住宅整備資金貸付金償還事務システムサポート委託に係る契約	平成24年度～平成25年度	63
図書館配送・配本サービス等補助業務に係る契約	平成24年度～平成25年度	3,300
県内図書館等相互貸借資料運搬業務委託に係る契約	平成24年度～平成25年度	5,300
環境総合監視システムの保守運用委託に係る契約(H24増設分)	平成24年度～平成27年度	476

大気汚染自動測定機の保守管理業務委託に係る契約（H24増設分）	平成24年度～平成25年度	4,840
ガスクロマトグラフ質量分析装置ほか保守点検業務委託に係る契約	平成24年度～平成25年度	5,997
総合文書管理システム整備推進事業費における総合文書管理システム技術支援業務委託に係る契約	平成24年度～平成25年度	19,100
住民基本台帳ネットワークシステム県内ネットワーク監視及び保守委託に係る契約	平成24年度～平成25年度	36,621
位置情報検索システム使用に係る契約	平成24年度～平成25年度	744
航空気象情報提供に係る契約	平成24年度～平成25年度	1,229
知能犯情報提供に係る契約	平成24年度～平成25年度	189
捜査支援システム保守委託に係る契約	平成24年度～平成25年度	43,275
位置情報提供使用料に係る契約	平成24年度～平成25年度	67
道路交通情報提供業務委託に係る契約	平成24年度～平成25年度	13,935
交通安全施設保守委託に係る契約	平成24年度～平成25年度	139,914
交通規制情報管理システムネットワーク機器賃借に係る契約	平成24年度～平成25年度	218
県立学校における情報教育用パソコンのリースに係る契約	平成25年度～平成27年度	14,812

変更

事 項	補 正		補 正		後 額
	期 間	限 度	期 間	限 度	
行政事務用機器賃借に係る契約	平成24年度～平成29年度	636,099 千円	平成24年度～平成29年度	657,955 千円	
施設設備保全業務委託等に係る契約	平成24年度～平成29年度	3,078,694	平成24年度～平成29年度	3,389,387	



第4表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
調整債	千円 326,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をつめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれ起債限度額とすることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその償還者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。
<b>計</b>	<b>326,000</b>			

変 更

起債の目的	補			正			前			補			正			後		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	利率	起債の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
木曾岬干拓地整備事業費	724,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む)。発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差を減額する。起債限度額を加算した金額を、起債限度額とする。	8.5以内	政府資金についてはその融資金条件により、銀行その他の場合はその融資金条件と協定した融資金条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることとする。	8.5以内	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む)。発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差を減額する。起債限度額を加算した金額を、起債限度額とする。	711,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む)。発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差を減額する。起債限度額を加算した金額を、起債限度額とする。	8.5以内	政府資金についてはその融資金条件により、銀行その他の場合はその融資金条件と協定した融資金条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることとする。	711,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む)。発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差を減額する。起債限度額を加算した金額を、起債限度額とする。	8.5以内	政府資金についてはその融資金条件により、銀行その他の場合はその融資金条件と協定した融資金条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることとする。	711,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む)。発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差を減額する。起債限度額を加算した金額を、起債限度額とする。	8.5以内	政府資金についてはその融資金条件により、銀行その他の場合はその融資金条件と協定した融資金条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることとする。
県庁舎等維持修繕費	157,000	"	"	"	"	132,000	"	"	"	"	132,000	"	"	"	"	"	"	"
文化振興費	4,147,000	"	"	"	"	4,038,000	"	"	"	"	4,038,000	"	"	"	"	"	"	"
人権施策推進費	17,000	"	"	"	"	12,000	"	"	"	"	12,000	"	"	"	"	"	"	"
防災行政無線整備事業費	721,000	"	"	"	"	712,000	"	"	"	"	712,000	"	"	"	"	"	"	"
県営鈴鹿スポーツガーデン施設整備費	80,000	"	"	"	"	61,000	"	"	"	"	61,000	"	"	"	"	"	"	"

こども心身発達医療センター (仮称)整備事業費	48,000	"	"	"	"	"	42,000	"	"	"
障がい者の地域移行 受け皿整備事業費	71,000	"	"	"	"	"	60,000	"	"	"
災害医療体制強化推進事業費	20,000	"	"	"	"	"	-	"	"	"
環境修復事業費	245,000	"	"	"	"	"	223,000	"	"	"
最終処分場確保事業費	425,000	"	"	"	"	"	398,000	"	"	"
土地改良費	1,064,000	"	"	"	"	"	1,053,000	"	"	"
農地防災事業費	637,000	"	"	"	"	"	628,000	"	"	"
農村振興費	941,000	"	"	"	"	"	945,000	"	"	"
国営等推進費	2,204,000	"	"	"	"	"	2,199,000	"	"	"
造林費	5,000	"	"	"	"	"	-	"	"	"
水産業振興費	283,000	"	"	"	"	"	260,000	"	"	"
水産基盤整備費	1,123,000	"	"	"	"	"	1,122,000	"	"	"
工業研究施設機器整備費	114,000	"	"	"	"	"	113,000	"	"	"
公共事業支援統合 情報システム事業費	26,000	"	"	"	"	"	23,000	"	"	"
公共土木施設維持費	3,254,000	"	"	"	"	"	3,363,000	"	"	"

道路橋りよう総務費	539,000	"	"	"	"	"	545,000	"	"	"
道路橋りよう保全費	2,122,000	"	"	"	"	"	2,138,000	"	"	"
道路橋りよう新設改良費	30,616,200	"	"	"	"	"	30,638,200	"	"	"
河川改良費	8,618,000	"	"	"	"	"	8,615,000	"	"	"
砂防費	2,507,000	"	"	"	"	"	2,501,000	"	"	"
海岸保全費	2,198,000	"	"	"	"	"	2,197,000	"	"	"
港湾建設費	756,000	"	"	"	"	"	757,000	"	"	"
都市計画総務費	13,000	"	"	"	"	"	10,000	"	"	"
街路事業費	790,000	"	"	"	"	"	733,000	"	"	"
公園費	412,000	"	"	"	"	"	398,000	"	"	"
下水道事業費	89,000	"	"	"	"	"	88,000	"	"	"
住宅建設費	63,000	"	"	"	"	"	58,000	"	"	"
警察施設費	347,000	"	"	"	"	"	317,000	"	"	"
交通安全施設整備費	677,000	"	"	"	"	"	637,000	"	"	"
電算システム管理費	117,000	"	"	"	"	"	85,000	"	"	"

学校情報「くものす」ネットワーク事業費	72,000	"	"	"	"	"	20,000	"	"	"
高等学校建設費	1,312,000	"	"	"	"	"	1,278,000	"	"	"
特別支援学校スヶールバス整備事業費	72,000	"	"	"	"	"	57,000	"	"	"
特別支援学校建設費	183,000	"	"	"	"	"	122,000	"	"	"
熊野少年自然の家費	34,000	"	"	"	"	"	28,000	"	"	"
林野災害復旧費	115,000	"	"	"	"	"	11,000	"	"	"
漁港災害復旧費	78,000	"	"	"	"	"	18,000	"	"	"
海岸災害復旧費	28,000	"	"	"	"	"	-	"	"	"
平成24年災害土木復旧費	1,684,000	"	"	"	"	"	1,920,000	"	"	"
自然公園等施設災害復旧費	50,000	"	"	"	"	"	49,000	"	"	"
退職手当償	7,200,000	"	"	"	"	"	10,200,000	"	"	"
減収補てん償	8,454,000	"	"	"	"	"	6,973,000	"	"	"
<b>計</b>	<b>159,316,200</b>						<b>160,352,200</b>			

平成24年度三重県債管理特別会計補正予算（第2号）

- 平成24年度三重県債管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。  
 （歳入歳出予算の補正）  
 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12,742千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118,184,246千円とする。  
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 105,414,452	千円 12,742	千円 105,401,710
	1 一般会計繰入金	105,373,916	12,742	105,361,174
歳入	合計	118,196,988	12,742	118,184,246

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		千円 118,196,988	千円 12,742	千円 118,184,246
	1 公債費	118,196,988	12,742	118,184,246
歳出	合計	118,196,988	12,742	118,184,246

平成24年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算（第2号）

- 平成24年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）
- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22,602千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ982,864千円とする。
- 第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。  
（債務負担行為の補正）
- 第2条 債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 75,472	千円 10,566	千円 86,038
	1 負担金	75,472	10,566	86,038
2 使用料及び手数料		650,258	7,728	642,530
	1 使用料	645,442	7,717	637,725
	2 手数料	4,816	11	4,805

4 繰 入 金		262,641	26,281	236,360
1 一 般 会 計 繰 入 金		262,641	26,281	236,360
5 諸 収 入		9,122	841	9,963
1 雑 入		9,122	841	9,963
歳 入 合 計		1,005,466	22,602	982,864

歳 出

款 項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 あすなる学園事業費	千円 1,005,466	千円 22,602	千円 982,864
1 あすなる学園事業費	1,005,466	22,602	982,864
歳 出 合 計	1,005,466	22,602	982,864

第2表 債務負担行為補正  
変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
施設設備保全業務委託等に係る契約	平成24年度～平成28年度	千円 338,260	平成24年度～平成28年度	千円 375,704



平成24年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）

平成24年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。  
 （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,235千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ370,545千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。  
 （繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。  
 （地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰 入 金		千円 96,519	千円 1,255	千円 95,264
	1 一 般 会 計 繰 入 金	96,519	1,255	95,264
5 諸 収 入		21,556	20	21,576
	1 雑 入	21,556	20	21,576

6 県	債		249,000	1,000	248,000
	1 県	債	249,000	1,000	248,000
歳 入	合 計		372,780	2,235	370,545

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 地方卸売市場事業費		千円 372,780	千円 2,235	千円 370,545
	1 地方卸売市場事業費	372,780	2,235	370,545
歳 出	合 計	372,780	2,235	370,545

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 地方卸売市場事業費			千円 6,000
	1 地方卸売市場事業費	施設管理費	6,000
合 計	計		6,000

第3表 地方債補正  
変更

起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法		
市場施設維持管理費	249,000	千円	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とすることができる。	8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。	249,000	千円	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とすることができる。	8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。		
計	249,000					248,000						

平成 24 年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）

- 平成 24 年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。  
 （歳入歳出予算の補正）  
 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 16 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 528,616 千円とする。  
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 諸 収 入		千円 84,560	千円 16	千円 84,544
	1 預 金 利 子	358	129	487
	2 貸 付 金 元 利 収 入	83,792	145	83,647
歳 入	合 計	528,632	16	528,616

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 沿岸漁業改善資金貸付事業費		千円 528,632	千円 16	千円 528,616
	1 沿岸漁業改善資金貸付事業費	528,632	16	528,616
歳 出	合 計	528,632	16	528,616

平成24年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）

- 平成24年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。  
 （歳入歳出予算の補正）  
 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ124,975千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,630,253千円とする。  
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入 金		千円 60,401	千円 2,426	千円 57,975
	1 一般会計繰入金	60,401	2,426	57,975
3 繰越 金		4,451	112,871	117,322
	1 繰越 金	4,451	112,871	117,322
4 諸 収 入		1,440,426	14,530	1,454,956
	1 預 金 利 子	1,805	311	2,116
	2 貸付金元利収入	1,395,052	9,524	1,404,576
歳 入 合 計	3 雑 入	43,569	4,695	48,264
		1,505,278	124,975	1,630,253

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業者等支援資金貸付事業費		千円 1,505,278	千円 124,975	千円 1,630,253
	1 中小企業者等支援資金貸付事業費	1,505,278	124,975	1,630,253
歳 出	合 計	1,505,278	124,975	1,630,253

平成 24 年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）

- 平成 24 年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。  
 （歳入歳出予算の補正）  
 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,468 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 133,521 千円とする。  
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		千円 53,162	千円 13,017	千円 66,179
	1 使 用 料	53,162	13,017	66,179
3 諸 収 入		18,300	88	18,212
	1 雑 入	18,300	98	18,202
	2 預 金 利 子	-	10	10
9 繰 入 金		52,764	17,397	35,367
	1 一 般 会 計 繰 入 金	52,764	17,397	35,367
歳 入	合 計	137,989	4,468	133,521



歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾整備事業費		千円 137,989	千円 4,468	千円 133,521
	1 港湾整備事業費	137,989	4,468	133,521
歳 出	合 計	137,989	4,468	133,521

平成 24 年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

- 平成 24 年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。  
 （歳入歳出予算の補正）  
 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 88,746 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,456,191 千円とする。  
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。  
 （繰越明許費の補正）  
 第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。  
 （地方債の補正）  
 第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		5,791,375 千円	37,654 千円	5,753,721 千円
	1 負担金	5,791,375	37,654	5,753,721
4 繰入金		2,084,819	25,299	2,059,520
	1 一般会計繰入金	2,084,819	25,299	2,059,520
6 諸収入		55,845	49,993	5,852
	2 雑入	45,845	39,993	5,852

	3 受託事業収入	10,000	10,000	-
7 県	債			
	1 県	債	1,862,400	1,886,600
	1 県	債	1,163,400	1,187,600
歳入	合計		13,544,937	13,456,191

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業費		千円	千円	千円
	1 流域下水道事業費	13,544,937	88,746	13,456,191
歳出	合計	13,544,937	88,746	13,456,191

第2表 繰越明許費補正  
追 加

款	項	事業名	金額
1 流域下水道事業費			千円
	1 流域下水道事業費	国補中勢沿岸流域下水道（志登茂川）建設費	722,359
		県単中勢沿岸流域下水道（志登茂川）建設費	717,059
		県単中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸）建設費	2,900
			2,400

台 計		722,359			
変 更					
款	項	正 前		正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
1 流域下水道事業費	1 流域下水道事業費		千円 200,472		千円 1,998,380
		国補北勢沿岸流域下水道 (北部)建設費	66,932	国補北勢沿岸流域下水道 (北部)建設費	403,315
		国補北勢沿岸流域下水道 (南部)建設費	38,040	国補北勢沿岸流域下水道 (南部)建設費	111,065
		国補中勢沿岸流域下水道 (雲出川左岸)建設費	7,000	国補中勢沿岸流域下水道 (雲出川左岸)建設費	203,500
		国補中勢沿岸流域下水道 (松阪)建設費	26,500	国補中勢沿岸流域下水道 (松阪)建設費	92,500
		国補宮川流域下水道(宮 川)建設費	60,000	国補宮川流域下水道(宮 川)建設費	1,186,000
合 計	計	200,472	1,998,380		

第3表 地方債補正  
変更

起債の目的	補 前			補 後		
	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率
下水道事業費	千円 1,163,400	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。	% 8.5以内	千円 1,187,600	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。	% 8.5以内
計	1,862,400			1,886,600		

平成24年度三重県公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）

- 平成24年度三重県公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。  
 （歳入歳出予算の補正）  
 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,778千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,000,397千円とする。  
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 64,544	千円 20,498	千円 85,042
	1 財産運用収入	64,544	20,498	85,042
2 繰入金		5,916,075	720	5,915,355
	1 基金繰入金	5,916,075	720	5,915,355
歳入	合計	5,980,619	19,778	6,000,397

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 土地開発基金運営事業費		千円 5,980,619	千円 19,778	千円 6,000,397
	1 土地開発基金運営事業費	5,980,619	19,778	6,000,397
歳 出	合 計	5,980,619	19,778	6,000,397

平成24年度三重県水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成24年度三重県水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。  
（業務の予定量）

第2条 平成24年度三重県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	(既決予定)	(変更増減)	(計)
(2) 年間 総 給 水 量	76,711,685 m <sup>3</sup>	287,892 m <sup>3</sup>	76,999,577 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	210,169 m <sup>3</sup>	789 m <sup>3</sup>	210,958 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業			
業務設備改良工事 事業費	660,537千円	△129,272千円	531,265千円
北勢水道改良事業 事業費	835,123千円	△89,045千円	746,078千円
中勢水道改良事業 事業費	80,559千円	△17,345千円	63,214千円
南勢水道改良事業 事業費	570,565千円	△38,201千円	532,364千円
南勢水道拡張事業 事業費	166,236千円	△50,012千円	116,224千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業収益	10,705,977千円	△24,005千円	10,681,972千円
第1項 営業収益	9,913,293千円	12,429千円	9,925,722千円
第2項 営業外収益	792,684千円	△36,434千円	756,250千円
第1款 水道事業費用	9,339,784千円	△92,737千円	9,247,047千円
	収	入	
	支	出	



第1項 営業費用 7,401,731千円 △57,569千円 7,344,162千円  
 第2項 営業外費用 1,936,053千円 △35,168千円 1,900,885千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「5,191,948千円」を「4,929,115千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額105,527千円及び過年度分損益勘定留保資金5,086,421千円で補てんするものとする。」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額93,195千円及び過年度分損益勘定留保資金4,835,920千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 資本的収入	2,301,807千円	△61,042千円	2,240,765千円
第2項 負担金	166,236千円	△50,012千円	116,224千円
第3項 雑収入	70,544千円	△11,030千円	59,514千円
支出			
第1款 資本的支出	7,493,755千円	△323,875千円	7,169,880千円
第1項 建設改良費	2,427,766千円	△323,875千円	2,103,891千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	983,133千円	4,109千円	987,242千円

(他会計からの補助金)

第6条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「110,726千円」を「109,404千円」に改める。

第7条 予算第10条の次に、次の1条を加える。

(継続費)

第11条 継続費の年割額を、次のように改める。

事業名	総額	年度	割 額	
			(変更前)	(変更後)
大台町簡易水道建設受託事業	521,424千円	平成23年度	14,466千円	14,466千円
		平成24年度	168,480千円	133,629千円
		平成25年度	200,330千円	151,370千円
		平成26年度	138,148千円	221,959千円
南勢水道拡張事業	741,396千円	平成23年度	12,976千円	12,976千円
		平成24年度	166,236千円	116,224千円
		平成25年度	214,397千円	218,818千円
		平成26年度	347,787千円	393,378千円

平成24年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第3号）

(総 則)

第1条 平成24年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成24年度三重県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	(既決予定)	(変更増減)	(計)
(1) 給 水 会 社 数	97社	△1社	96社
(2) 年 間 総 給 水 量	217,778,840 m <sup>3</sup>	△3,166,085 m <sup>3</sup>	214,612,755 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	596,654 m <sup>3</sup>	△8,674 m <sup>3</sup>	587,980 m <sup>3</sup>
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業			
業務設備改良工事	271,074千円	△17,382千円	253,692千円
北伊勢工業用水道改良事業	2,315,509千円	△128,023千円	2,187,486千円
北伊勢工業用水道第二次改良事業	891,029千円	19千円	891,048千円
多度工業用水道改良事業	74,989千円	△20,000千円	54,989千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 工業用水道事業収益	6,277,450千円	△6,849千円	6,270,601千円
第1項 営業収益	6,248,331千円	△5,578千円	6,242,753千円
第2項 営業外収益	29,119千円	△1,271千円	27,848千円

	支	出	
第1款 工業用水道事業費用	5,307,132千円	△163,346千円	5,143,786千円
第1項 営業費用	4,791,906千円	△157,177千円	4,634,729千円
第2項 営業外費用	488,184千円	△271千円	487,913千円
第3項 特別損失	25,042千円	△5,898千円	19,144千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「4,498,603千円」を「4,333,217千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額244,134千円及び過年度分損益勘定留保資金4,254,469千円で補てんするものとする。」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額217,730千円、減債積立金760,000千円及び過年度分損益勘定留保資金3,355,487千円で補てんするものとする。」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)

(既決予定額) (補正予定額) (計)

	支	出	
第1款 資本的支出	6,755,867千円	△165,386千円	6,590,481千円
第1項 建設改良費	3,808,351千円	△165,386千円	3,642,965千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(科目)

(既決予定額) (補正予定額) (計)

(1) 職員給与費	624,784千円	1,655千円	626,439千円
-----------	-----------	---------	-----------

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「5,300千円」を「5,300千円」に改める。

平成24年度三重県電気事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 平成24年度三重県電気事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。  
（業務の予定量）

第2条 平成24年度三重県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	( 既決予定 )	( 変更増減 )	( 計 )
(1) 年間販売電力量	311,770,695 kWh	12,122,570 kWh	299,648,125 kWh
(2) 主要な建設改良事業			
宮川第一発電所改良事業	238,343 千円	15,535 千円	222,808 千円
宮川第二発電所改良事業	438,779 千円	84,226 千円	354,553 千円
宮川第三発電所改良事業	10,500 千円	424 千円	10,076 千円
長発電所改良事業	798 千円	165 千円	633 千円
三瀬谷発電所改良事業	57,705 千円	42,783 千円	14,922 千円
大杉貯水池改良事業	135,601 千円	17,682 千円	117,919 千円
業務設備及び改良事業	1,040 千円	1,023 千円	17 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

( 科 目 )	( 既決予定額 )	( 補正予定額 )	( 計 )
第1款 電気事業収益	3,768,731 千円	80,469 千円	3,849,200 千円
第1項 営業収益	2,757,566 千円	34,952 千円	2,792,518 千円
第2項 附帯事業収益	970,529 千円	45,965 千円	1,016,494 千円
第3項 営業外収益	40,636 千円	448 千円	40,188 千円

支		出	
第1款 電気事業費用	4,088,362千円	291,985千円	3,796,377千円
第1項 営業費用	2,843,778千円	281,731千円	2,562,047千円
第2項 附帯事業費用	1,024,814千円	8,877千円	1,015,937千円
第3項 営業外費用	217,770千円	1,377千円	216,393千円
(資本的収入及び支出)			
第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,364,076千円」を「1,202,238千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 41,930千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,322,146千円で補てんするものとする。」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 34,237千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,168,001千円で補てんするものとする。」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(科目)			
支		出	
第1款 資本的支出	1,389,341千円	161,838千円	1,227,503千円
第1項 建設改良費	882,766千円	161,838千円	720,928千円
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)			
第5条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のように改める。	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(科目)			
(1) 職員給与費	617,162千円	215千円	617,377千円

平成24年度三重県病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成24年度三重県病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。  
（業務の予定量）

第2条 平成24年度三重県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	(既決予定)	(変更増減)	(計)
(2) 年間患者数			
入 院	201,273人	578人	200,695人
外 来	160,999人	1,697人	159,302人
(3) 一日平均患者数			
入 院	551人	1人	550人
外 来	607人	6人	601人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(科目)			
第1款 病院事業収益	5,719,308千円	4,379千円	5,723,687千円
第1項 医療収益	2,924,438千円	25,980千円	2,898,458千円
第2項 医療外収益	2,794,870千円	30,359千円	2,825,229千円
第1款 病院事業費用	6,000,602千円	4,309千円	5,996,293千円
第1項 医療費用	5,635,441千円	15,253千円	5,620,188千円

第2項 医業外費用 247,486千円 10,944千円 258,430千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「254,515千円」を「246,946千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 462千円及び過年度分損益勘定留保資金 254,053千円で補てんするものとする。」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 459千円及び過年度分損益勘定留保資金 246,487千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

収 入

第1款 資本的収入	1,355,127千円	498千円	1,354,629千円
第1項 企業債	96,590千円	90千円	96,500千円
第3項 固定資産売却代金	151,800千円	4,090千円	147,710千円
第5項 長期貸付金返還金	-千円	3,682千円	3,682千円

支 出

第1款 資本的支出	1,609,642千円	8,067千円	1,601,575千円
第1項 建設改良費	131,503千円	867千円	130,636千円
第3項 長期貸付金	26,400千円	7,200千円	19,200千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を、次のように改める。

起債の目的 (既決予定額) (補正予定額) (計)

病院施設及び設備整備事業

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

(1) 職員給与費	2,703,196千円	1,714千円	2,701,482千円
-----------	-------------	---------	-------------



(他会計からの補助金)

第7条 予算第10条中「192,761千円」を「191,941千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 予算第11条中「189,451千円」を「184,717千円」に改める。



---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---